

鳥取税務署での確定申告

会場 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第5会議室

日程 平日 2月16日(月)~3月16日(月)

土・日・祝日は、確定申告の相談は行っていませんが、3月1日(日)のみ開場しています。

受付時間 午前8時30分~午後4時

相談時間 午前9時~午後5時

注意事項

- 税務署では、自宅からのe-Tax申告を推進しています。協力をお願いします。
- 入場するには「入場整理券」が必要です。「入場整理券」はLINEを通じたオンライン事前発行を利用ください。
- 確定申告会場では、原則として自身のスマホを利用して確定申告書等を作成していただきます。
- マイナンバーカードの持参と併せて、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限を確認してください。利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書のパスワードが必要です。あらかじめ準備ください。
- 会場の駐車場は台数に限りがありますので、来場の際は公共交通機関を利用ください。



【税理士による無料相談会】※事前予約制です。

中国税理士会鳥取支部の税理士に、無料で税に関する相談ができます。

会場 とりぎん文化会館2階 第2会議室

日時 2月20日(金) 午前10時~午後4時

予約・問合せ先 中国税理士会鳥取支部事務局 ☎0857-26-9563



自宅で完結! 確定申告はスマートフォン・パソコンからのe-Taxが便利です!

STEP 1

e-Taxに必要なものを準備

- マイナンバーカード*
- スマートフォン又はICカードリーダライタ
- マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ①利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
 - ②署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)

*マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限に注意ください!
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等の利用ができません。早めの更新手続きをお願いします。

STEP 2

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

「確定申告書等作成コーナー」でウェブ検索してください。スマートフォンの場合はQRコードからアクセスできます。

確定申告書等作成コーナー

検索



STEP 3

確定申告書の作成

マイナンバーカード方式を利用して、源泉徴収票などの関係書類を画面案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成されます。

マイナポータル連携で、給与、ふるさと納税、医療費等が自動入力できます。

マイナポータル連携の詳細はこちらから▶
※利用には事前準備が必要です。



STEP 4

確定申告書を送信

画面案内に従って送信してください。

※納付の人は、国税の納付もキャッシュレスが選べます。

詳細はこちらから▶



2/16月~

確定申告 受付について

令和7年度 確定申告会場

総合センター1階 大集会室

※ほのぼの「ひだまりホール」ではありません

受付時間

午前9時~午後4時

※最終日は午後2時まで

[確定申告 相談日程]

月	火	水	木	金	土	日
16 山郷	17 山郷	18 山形	19 山形	20 山形	21	22
23	24 土師	25 土師	26 那岐	27 那岐	28	

月	火	水	木	金	土	日
						1 全地区
2 富沢	3 富沢	4 智頭	5 智頭	6 智頭	7	8
9 全地区	10 全地区	11 全地区	12 全地区	13 全地区	14	15 全地区
16 全地区						

最終日は午後2時まで

- 混雑を避けるため、上記日程にお越しください。
- 必要書類がそろっていない場合、申告を受付できないことがあります。
- 事業所得、医療費などについては事前に計算をお願いします。

確定申告に必要なもの

- マイナンバーカード

(お持ちでない場合、マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類)
- 申告者の通帳(還付申告の場合)
- 給与・年金所得の源泉徴収票
(複数枚ある場合はすべて)
- その他の所得(事業、雑、一時所得など)の収入及び経費が確認できるもの
- 各種控除額が確認できるもの
(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、障害者手帳、寄附金の領収書など)
- 医療費控除を受ける人は医療費明細書(事前集計)または医療費のお知らせ(合わせて医療費、介護サービス費などの領収書)

対象者

次のいずれかに当てはまる人は、確定申告または住民税申告が必要です。どのような申告をする必要があるかわからない場合は問合せください)

- 年収が2千万円を超える
- 年収入が400万円を超える
- 前職や副業の給与収入が年末調整されていない
- 事業収入(農業・営業・不動産)がある(赤字含む)
- 満期保険金や個人年金等の受け取りがある
- その他、給与・年金以外の収入がある
- 医療費控除、雑損控除等を追加で受けようとする
- 収入が遺族年金、障害年金等の非課税収入のみ
- 無収入である(※)

(※)に該当する人が申告をしないと所得証明等の発行ができない、国民健康保険や介護保険等の各種制度において受けられるはずの軽減等が受けられなくなる、負担額が高くなる等の影響があります。

問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4117